

議案第47号

土地の処分について

下記の土地を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

天理市長 並 河 健

記

- |   |        |                    |
|---|--------|--------------------|
| 1 | 処分の目的  | 未利用財産の売却による財源確保のため |
| 2 | 処分の場所  | 天理市遠田町492番 外13筆    |
| 3 | 処分予定面積 | 10,444㎡            |
| 4 | 処分予定価格 | 157,000,000円       |
| 5 | 処分の相手方 | 天理市遠田町45番地の14      |

サンワクレーン株式会社

代表取締役 金城百合子